「門真市営住宅条例」の一部改正について ご意見を募集します

平成23年5月2日に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。これに伴い、公営住宅法の一部が改正されたため、①入居できる方の収入に関する基準、②住宅の確保に特に配慮が必要な場合の収入基準、③その対象及び④市営住宅の整備基準の4点について、条例で定めることとなりました。

条例につきましては、平成25年3月に開催されます門真市議会に提案する予定としております。これに先立ち市民のみなさまから広くご意見を募集します。みなさまからの貴重なご意見をお待ちしています。

1. 募集期間

平成24年11月12日(月)から平成24年12月3日(月)まで(必着)

2. 提出資格

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (4) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続きに係る案件に利害関係を有する者

3. 意見の提出方法

様式は自由としますが、案件名、住所、氏名、連絡先を記入し、営繕住宅課に直接または、郵送、 FAX、Eメールにて提出してください。

4. 閲覧場所

営繕住宅課、情報コーナー、市のホームページ

5. 意見の提出・問合先

7571-8585

門真市都市建設部 営繕住宅課

電話番号(直通) 06-6902-6391

FAX 0 6 - 6 9 0 2 - 1 3 2 3

E メール tos05@city.kadoma.osaka.jp

6. ご意見の取り扱い

電話による意見は受付けません。

いただいたご意見につきましては、同じ趣旨のご意見をとりまとめて公表するとともに、最終的に 条例を改正、制定を行う際の参考とさせていただきます。個別に回答はいたしませんので、あらか じめご了承ください。

ご記入いただいた個人情報につきましては、門真市個人情報保護条例の規定に従い、適切に取り扱います。